平成２１年（フ）第３２５号
香川県高松市木太町1936番地１　県住札場団地205号
債務者　髙橋美代子（旧姓久保）
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２７号
香川県高松市伏石町2138番地７アルファステイツ伏石501号
債務者　吉本　有子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４号
長崎県五島市新港町２番７号
債務者　中野久仁子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第５４５号
茨城県笠間市平町1754番地８　スワローズ・ネスト102
債務者　邊見　明美
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５６４号
茨城県常陸太田市木崎二町945番地の２　豊伸荘102号
債務者　松浦　　勇
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７５号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4294番地４
債務者　山田　恵美
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５７７号
水戸市成沢町342番地の１
債務者　冨永　敏恵
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８２号
水戸市酒門町573―１、住民票上の住所水戸市大串町735番地の２
債務者　根本　雅之
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８７号
茨城県ひたちなか市大字稲田981番地１県営稲田アパート２棟304号
債務者　神永　典子
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８９号
水戸市中丸町188番地の２
債務者　佐川　照代
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５９０号
茨城県笠間市大田町996番地８
債務者　高木　雅之
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１３４号
茨城県土浦市神立中央２丁目６番13号
債務者　栗又恵美子
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４１号
茨城県つくば市鬼ケ窪1047番地
債務者　松橋さよ子
１　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２５３号
茨城県稲敷郡美浦村大字大山2859番地３
債務者　中泉　貴之
１　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２１１号
茨城県桜川市本木1429番地３
債務者　深谷　典男
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２５０号
茨城県筑西市茂田1848番地６
債務者　加河美奈子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２５２号
茨城県常総市内守谷町2834番地１、前住所茨城県常総市坂手町652番地
債務者　松村　春美
１　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部